

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、木村化工機株式会社と称する。

2 英文では、KIMURA CHEMICAL PLANTS CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)化学機械、その他各種機械装置の設計、製作、加工ならびに販売
- (2)原子力関連機械装置の設計、製作、加工ならびに販売
- (3)公害防止用機械装置の設計、製作、加工ならびに販売
- (4)鉄、非鉄その他各種金属製品の設計、製作、加工ならびに販売
- (5)各種合成樹脂製品の設計、製作、加工ならびに販売
- (6)各種汽罐、圧力容器および付属部品の設計、製作、加工ならびに販売
- (7)前各号製品の設置ならびに付帯工事、その他建設工事の設計、監理および請負施工
- (8)前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない理由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,240万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て

を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式および新株予約権に関する取扱は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要のあるときに随時これを招集する。

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

- 第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役、役付取締役および相談役)

- 第21条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。
 - 4 前項のほか必要あるときは、取締役会はその決議をもって、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会の権限)

- 第22条 取締役会は、法令に定める事項のほか、当社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による。

2 前項に定める事項は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。

(期末配当金および除斥期間)

第38条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

2 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

第8章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第39条 当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が順守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等の対応策（以下「買収防衛策」という。）を定めることができる。

2 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会においても決定することができる。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第40条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。

2 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第69期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

変 更	昭和26年11月30日	商号変更	昭和37年4月10日
“	昭和28年5月28日	“	昭和44年6月1日
“	昭和29年3月2日		
“	昭和35年9月29日		
“	昭和36年5月30日		
“	昭和37年2月28日		
“	昭和37年4月10日		
“	昭和37年9月20日		
“	昭和44年5月31日		
“	昭和50年5月31日		
“	昭和57年6月30日		
“	昭和57年10月1日		
“	平成3年6月27日		
“	平成6年6月29日		
“	平成14年6月27日		
“	平成15年6月27日		
“	平成16年6月29日		
“	平成18年6月29日		
“	平成19年6月28日		
“	平成20年6月27日		
“	平成21年6月24日		
“	平成22年6月25日		
“	平成28年6月24日		
“	令和4年6月24日		
“	令和5年3月1日		